

庁議に付すべき事項の取扱い等について

○石巻市庁議規程(平成17年訓令第1号)第3条に規定する庁議に付議すべき事項については、以下のとおり取り扱うこととします。**ただし、総合計画・震災復興基本計画の実施計画裁定済み及び予算裁定済みの案件については、「報告事項」とします。**

第1 審議事項(規程第3条第2項関係)

1 重要施策の方針の策定及び長期計画の樹立又はその変更に関する事項 将来にわたり市の施策を左右する重要な計画の策定及び変更に関する事項 (例 総合計画、地域防災計画、生涯学習基本構想、高齢者福祉計画など各種計画等)
2 市議会に付議すべき事項 (1) 条例の制定及び改正に関するすべての事項 (ただし、上位法の改正等に伴うものは「報告事項」とする。) (2) 上記以外で市議会に付議すべき事項(ただし、予算、決算及び工事契約等を除く。)
3 各部課及び関係機関相互において調整を要する事項 (1) 各種事務事業遂行上調整を必要とする事項 (2) 庁内検討組織の設置に関する事項(要綱等の形式は問わず全て)
4 市の重要な行事等に関する事項 市の重要行事及び市民に広く知らしめる行事等に関する事項(例 各種記念式典等)
5 その他市長が特に必要と認める事項 (1) 市議会で答弁した施策等に関する事項 (2) 規則・要綱の制定及び改正に関する事項(方針決定等を要する事項や市民生活に大きく影響する制度等を対象とし、様式のみを除外する。) (3) 附属機関の設置、市の出資等を伴う外郭機関の設置 (4) 市長指示事項 (5) その他庁議に付して協議すべき事項

第2 報告事項(規程第3条第3項関係)

1 重要な事務及び事業の現況並びに問題点に関する事項 (1) 各種事業計画の策定完了に関する事項(例 ○○整備構想) (2) 重要施策の進捗状況に関する事項(例 ○○事業の処理状況) (3) 要綱等の制定に関する事項
2 庁議決定事項の執行状況に関する事項 市長指示事項の経過、その他庁議で決定した事項の経過などに関する事項
3 重要な情報に関する事項 災害状況、各種イベントの状況等 ※専らイベントの開催周知のみの場合は、庁議様式の作成は不要とします。(イベントチラシなどにより「その他」で取り扱います。なお、幹事会ではなく、庁議で報告することとし、至急周知が必要な場合はグループウェアによること。)
4 その他特に報告を必要とする事項 全庁的に知らしめる必要のある事項

【留意事項】

- 各部においては、総務担当課において取りまとめの上、復興政策課あて提出願います。
- 各総合支所において庁議に付議すべき事項がある場合は、本庁の関係する各部、病院局事務部及び教育委員会等と事前に調整の上、提出願います。